



2025年12月9日

各位

会社名: AI フュージョンキャピタルグループ株式会社
(コード:254A 東証スタンダード市場)

代表者名: 代表取締役社長 澤田 大輔

問合せ先: 管理本部共同管理本部長兼財務経理部部長 清水 幸雄
(TEL: 03-6261-9511)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2025年12月9日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び当社グループ会社の取締役に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」という）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権の付与対象者である当社の代表取締役及び取締役は、利害関係者に該当するため、当該決議に参加しておりません。

なお、本新株予約権は、引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、付与対象者の投資判断に基づき引受けが行われるものであります。

記

1. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、2024年10月29日に中期経営計画（AI革命1.0）を策定し、様々なセクターの企業群の構造変革をもたらす可能性のある「第四次産業革命」と目されるAIを軸に、「自己投資事業」「ファンド事業」「PIPEs事業」「投資銀行事業」の4つの事業ドメインにおける金融ソリューション事業を展開しております。2025年5月15日には中期事業計画を策定し、2028年度の目標売上高500億、営業利益50億を達成し、時価総額1,000億円達成の時期として従来は2030年を目指として掲げていたものを、2028年を目標として前倒ししております。

このように、当社が従来より手掛けてきたベンチャーキャピタル事業から、自己投資事業をはじめとした金融ソリューション分野での新たな領域を拡大するという「当社における大きな変革」をスピード感をもって進めている中で、付与対象者である代表取締役、取締役、グループ会社取締役のリーダーシップを高め、株価に対する責任、経営責任をより明確にして、上記の事業推進、目標達成により中長期的な企業価値の向上を図るために、有償にて本新株予約権を発行致します。

直近時点では、当社の代表取締役社長である澤田大輔氏は、当社株式を株式会社DSG1を通じて20.2%を保有しており、2024年に発行した有償新株予約権により追加で10.5%の株式保有を確保している状況です。

今回更に15.4%の新株予約権を付与する事に関しては、取締役会を構成する6名の取締役の中で、本新株予約権の発行に関して特別利害関係がある代表取締役の澤田大輔氏、取締役副社長の松本高一氏を除く4名の取締役での決議を行いました。中でも、3名の独立社外取締役からは、「株式の希薄化及び少数株主の利益という観点で慎重に判断する必要があるが、付与対象者が株価下落に対して一定の責任を負い、当社の企業価値・株主価値の向上を目指し、これまで以上に邁進するため



の動機付けとするものとなっており、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の利益に貢献できるものであり、株式の希薄化の影響は合理的なものであると考えられる事、また代表取締役社長である澤田大輔氏が過半数に近い株式持分を実質的に保有することに関しても、当社の直近の株主構成を鑑み、より安定した株主構成を確保する事が、短期的ではない、中長期的な企業価値向上のための経営戦略の策定・実施が可能となり、少数株主利益の観点からも妥当性がある」とする統一した見解を得た上で、満場一致を持って承認決議されたものになります。

本新株予約権の払込により調達する資金は運転資金の確保に充当し、また、本新株予約権の行使により調達する資金は、現時点において具体的に決まっている案件はないものの、当社が重点的に取り組む、AI や最新の IT テクノロジーを活用した、事業モデルの変革を図る企業に対する M&A 資金に充当することを予定しており、これにより、中長期的な企業価値の向上が可能になると考えております。

本新株予約権には強制行使条件が付されており、付与対象者が株価下落時には一定の責任を負い既存株主の皆様と株価変動リスクを共有することで、株価下落を招く企業活動を抑制し、新株予約権本来の効果である当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。

強制行使の発動水準を行使価額の 50%に設定した理由といたしましては、当社の過去の業績や株価推移を考慮し、当社の企業価値に対する市場の評価である現在の株価である行使価格に対し、当社の経営陣として、当社の株価水準として最低限維持すべき水準が、現時点の株価の概ね 50%程度であると判断したためです。また、最低限維持すべき水準の判断基準として、直近の株価水準が 1,000 円前後であり、2024 年 10 月の組織再編前も含めた過去 3 年間の最低株価水準が 500 円前後であることもあります。

なお、強制行使の実効性を確保するために、以下の点を発行要項に明記しております。

- 付与対象者は、本新株予約権の全部又は一部の放棄をすることができない。
- 発行要項 5 (8) ①②の内容を除き、当社は本新株予約権を取得することができない。
- 付与対象者は、退職等により当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他これに準ずる地位として当社が認める地位を保有しなくなった場合でも、強制行使条件の行使義務（当該地位を保有しなくなった後、行使義務事由に該当することにより生じる行使義務を含む）は消滅せず、本新株予約権行使しなければならない。

一方で、株価条件（株価が一定の水準を達成する）や業績条件（売上・利益が一定の水準を達成する）を本新株予約権の行使条件としていない理由は、上記の強制行使条件により株価に対して一定の責任を負うこと、資本政策の一環として安定した株主構成を確保する事を主たる目的としていること、また、株価が行使価格と同水準或いは行使価格を下回る水準において本新株予約権を行使する経済的合理性が存在しないため、これらの行使条件は不要と判断したためです。

本新株予約権がすべて行使された場合に交付される当社普通株式の総数は 1,620,000 株となり、発行済株式総数 9,702,600 株の 16.7%に相当しますが、行使価額での強制行使を義務付けていることから、付与対象者が株価下落に対して一定の責任を負うと同時に、当社の企業価値・株主価値の向上を目指しこれまで以上に邁進するための動機付けとする形としております。また、強制行使の趣旨を明確にすべく当社が任意に付与対象者から新株予約権の取得はできないこと及び付与対象者の新株予約権の放棄は認めないとする設計となっております。

なお、付与対象者の行使能力（資金確保）について問題が無いことを、各付与対象者に確認しております。また、当社の代表取締役社長である澤田大輔氏に関しては、同氏が経営する株式会社 DSG 1 の決算書より、現預金残高、投資有価証券残高及びその他内容等を精査し、問題が無い事を確認しております。

本新株予約権の 1 個当たりの払込金額である 488 円については、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による、今回の資金調達について同規模の公募増資を行う場合に想定される資金調達



コストや割当引受が新株発行企業の信用リスクを負うこと、新株予約権価値を減価する要因となる在籍条項（新株予約権の発行要領5（4）①（ア）に記載）や強制行使条項（新株予約権の発行要領5（4）④に記載）、新株予約権発行に伴う株式の希薄化の影響、株式の流動性を加味し、発行予定の新株予約権の条件や性質を考慮して、当社の2025年12月8日の終値である904円、権利行使価格904円、ボラティリティ56.77%、権利行使期間2025年12月23日から2028年12月22日、リスクフリーレート1.170%、配当率0%、市場リスクプレミアム9.2%、対市場 β 0.529、クレジットコスト23.01%を用い、モンテカルロ・シミュレーションを採用して算定した結果である488円と同額としました。

以上の理由により、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しております、株式の希薄化の影響は合理的なものであると考えております。

2. 新株予約権の発行要領

(AI フュージョンキャピタルグループ第6回新株予約権発行要項)

1. 新株予約権の名称

AI フュージョンキャピタルグループ株式会社第6回新株予約権

2. 新株予約権の数

16,200 個

3. 新株予約権の割り当ての対象者及び割り当てる新株予約権の数

当社代表取締役（澤田大輔）1名に対し、15,000個

当社取締役1名に対し、1,000個

当社グループ会社の取締役1名に対し、200個

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権（この発行要領に基づいて発行される新株予約権をいう。以下同じ。）1個当たりの払込金額は、488円とする。

5. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、100株とする（本新株予約権全体の目的となる株式の総数は1,620,000株が当初の上限となる。）。

ただし、当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の株式分割、株式無償割当て又は株式併合（以下「株式分割等」という。）を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

また、本新株予約権の割当日後に、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じ本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合には、本新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新



株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、上記（1）に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、AI フュージョンキャピタルグループ株式会社の第 6 回新株予約権発行に係る取締役会決議日の前日である 2025 年 12 月 8 日の東京証券取引所における同社普通株式の普通取引の終値である 904 円とする。

なお、当社が株式分割等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

		新規発行 株式数	×	1 株当たり 払込金額
		既発行 株式数	+	
				1 株当たりの時価
調整後 行使価額	= 調整前 行使価額	×		
				既発行株式数
			+	新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする

控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。



(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、**2025年12月23日から2028年12月22日**までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合には、その前営業日を権利行使の最終日とする。

(4) 新株予約権の行使条件

① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、次の（ア）乃至（イ）に掲げる事由を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし下記④で定められた強制行使条件に抵触した場合はこの限りではない。

（ア）本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他これに準ずる地位として当社が認める地位を有していること。

（イ）権利行使時において、当社の普通株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていること。

② 本新株予約権者の相続による承継は認めず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権の相続人は、本新株予約権の権利行使をすることはできない。ただし、当社の取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。

③ 本新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使することができなくなるものとする。ただし、この場合においても、強制行使の義務は残るものとする。

（ア）本新株予約権者が当社又は当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

（イ）本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

（ウ）本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

（エ）本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合

（オ）禁錮以上の刑に処せられた場合

（カ）新株予約権者に法令又は当社若しくは当社子会社の内部規律に違反する行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条第1項の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び当社又は当社子会社から解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、若しくは新株予約権者が当社又は子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問、社外協力者その他これに準ずる者となった場合等、本新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当ではないと当社が判断する事由が生じた場合

④ 本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の連続する**21**日間の平均の額が一度でも行使価額（ただし、5.（2）により行使価額の調整が行われた場合には、同様の調整を行うものとする。）に**50%**を乗じた価額を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合はこの限りではない。

(5) 新株予約権の放棄に関する事項



本新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の終了日までの間に本新株予約権を放棄することができない。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

① 本新株予約権者が、権利行使をする前に、前記(4)③の定め又は新株予約権割当契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

③ 当社は、上記①及び②以外の事由で当該本新株予約権を任意に取得することができない。

(9) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(2)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。



(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記（3）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいちずれか遅い日から、前記（3）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（6）に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

前記（8）に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(10) 1株に満たない端数の処理

本新株予約権者が本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権証券の不発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

6. 新株予約権の割当日

2025年12月23日

7. 行使請求受付場所

AI フュージョンキャピタルグループ株式会社 管理本部とする。

8. 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所

当社の指定する金融機関とする。

9. その他

その他本新株予約権の発行に関する必要な事項の決定は、当社取締役会に一任する。

以上